１　作業道以外の様式について

保 安 林 内 作 業 許 可 申 請 書

　　年　　月　　日

　地方事務所の長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　次の森林(土地)において次のように(　　　　　　　　　　　　)したいので許可されたく、森林法第34条第２項の規定によりその許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  森林の所在場所 |  市郡　　　　町　　　　大字　　　　字　　　　　地番 |
|  保安林(保安施設地区) の指定の目的 |  |
| 行為の方　法 | 目　的 |  |
| 内　容 |  |
| 面　積 |  |
| 期　間 | 始　期 |  |
| 終　期 |  |
| 当該保安林に係る他者の権利 |  無 有　　　　権利の種類　　　　　　　権利者の住所・氏名 |
| 当該保安林に係る他法令の申請 |  無 有　　　　他法令の種類　　　　　　　申請日 |
| 備　　　　　　考 |  |
|

【申請書の記載方法：**作業道以外の場合**】

１　本文中の（　）内

　立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草を採取、落葉を採取、落枝を採取、土石を採掘、樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更、の区分で記載すること。

２　森林（土地）の所在場所

 複数の筆があり全筆が記載できない場合には、代表地番及び「ほか○筆」と記載するとともに､「明細は別紙のとおり」と併記し、任意様式に所在場所の全部並びに各筆ごとの申請面積及び計を記載して添付すること。

３　保安林の指定の目的

 水源の養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害の防備、水害の防備､潮害の防備、干害の防備、雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、の区分で記載すること。

４　行為の方法

（１）目　的

　ア　土地の形質の変更以外の場合

　立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草の採取、落葉の採取、落枝の採取、の区分により記載しその理由を「○○のため」と併記すること。

 イ　土地の形質の変更の場合

 土石の採掘、樹根の採掘、開墾、土砂の堆積、林道の開設、作業道の開設、仮設工作物の設置等、具体的に記載しその理由を「○○のため」と併記すること。

 なお、保安林解除に係るものの理由は、「保安林の代替施設の設置等のため」と記載すること。

（２）内　容

 ア　立竹の伐採の場合：立竹の年齢、束数

 イ　立木の損傷の場合：樹種、年齢、本数

 ウ　家畜の放牧の場合：家畜の種類、頭数、管理方法

 エ　下草、落葉又は落枝の採取の場合：採取物の種類、数量、採取方法

 オ　土石又は樹根の採掘の場合：土石の種類、樹根の樹種、採掘の方法、数量

 カ　開墾の場合：方法

 キ　土地の形質の変更（土石又は樹根の採掘並びに開墾以外）の場合:幅員、延長、主たる構造物等

（３）面　積

　実測により、申請行為に係る合計面積をヘクタール単位で少数第４位（第５位切り上げ）まで記載すること。

５　期　間

（１）始　期：年月日又は「許可の日から」等と記載すること。

（２）終　期：年月日又は「許可から○年（箇月）以内」等と記載すること。

６　備　考

・補助事業の場合は、事業名、補助区分（国庫、県単、町単）

・保安林解除に係るものの場合は、解除予定告示年月日及び番号

・保安林解除に係らない場合は、使用目的達成後の取扱い、森林への復旧方法等

・その他参考となるべき事項

２ 申請書に添付する書類について

**【作業道以外の場合】**

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 | 摘 要 |
| 登記事項証明書等の写し | 申請に係る保安林の登記事項証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること  |
| 同意書等の写し | 土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、抵当　 権者等の同意書等土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書等 |
| 申請者の確認書類 | 申請者が法人である場合、当該法人の登記事項証明書等（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）、法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること |
| 境界の確認を行ったことを証する書類 | 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類であること。※境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者との現地立会写真、隣接森林との境界に係る既存の資料の確認など境界確認に関する取組状況を証する書類等とする。 |
| 工 程 表 | 伐採時期、工種別の造成時期、造成完了後の森林復旧時期等を明示 |
| 現 況 写 真 | 原則として全景写真  |
| 土 量 計 算 書 | 切取、盛土、残土処理  |
| 申請地番等明細表 | 複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様式で作成  |
| 他法令の申請等の写し | 相手方の受付印のあるもの  |
| 防災施設設計根拠 | 排水計算書、法面安定計算書等  |
| 面積算出根拠 | 面積算出方法は三斜法、座標計算、CAD、プラニメーター（３回平均）  |
| 位　置　図 | 原則として縮尺５万分の１  |
| 平面図 | 縮尺500分の１から2,000分の１とし、原則として工種別に着色し凡例を附す |
| 縦断図・横断図 | 　 |
| 標準断面図 | 原則として縮尺100分の１から200分の１ |
| 公　　　　　　 図 | 　 |

（注）次の場合には添付書類を下表により省略できるものとする。

ケース Ａ 解除予定保安林に係るもの

ケース Ｂ 国又は地方公共団体が施行するもの

ケース Ｃ 「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年６月２日付45林野治第921号）の別表４(保安林の土地の形質の変更行為の許可基準)に該当するもの

ケース Ｄ 許可期間終了後、引き続き施設等を使用するため再度許可申請するもの

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  　書 類 | ケース Ａ | ケース Ｂ | ケース Ｃ | ケース Ｄ |
| 登記事項証明書等 | **×** | **○** | **○** | **○** |
| 同意書等の写し | **×** | **○** | **○** | **○** |
| 申請者の確認書類 | **×** | **×** | **〇** | **×** |
| 境界の確認を行ったことを証する書類 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 工 程 表 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 現 況 写 真 | **×** | **○** | **○** | **○** |
| 土 量 計 算 書 | **×** | 総量等を記載した｢土工調書｣で可 | **×** |
| 申請地番等明細表 | **△** | **△** | **△** | **△** |
| 他法令の申請等の写し | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 防災施設設計根拠 | **×** | **×** | **×** | **×** |
| 面積算出根拠 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 位　置　図 | **×** | **○** | **○** | **×**（変更がない場合） |
| 平面図 | **×**  | **○**  | **○**  | **×**（変更がない場合） |
| 縦断図・横断図 | **×** | **×** | **△** | **×** |
| 標準断面図 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 公 図 | **×** | **○** | **○** | **×** |

**○**印：添付を要するもの、**×**印：添付を省略してよいもの、**△**印：必要に応じて添付するもの

※以下１～３の場合は、「境界の確認を行ったことを証する書類」の添付を省略することができる。

１　申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

２　地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

３　申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

３　作業道の様式について

保 安 林 内 作 業 許 可 申 請 書

　　年　　月　　日

　地方事務所の長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　次の森林（土地）において次のように土地の形質を変更したいので許可されたく、森林法第34条第２項の規定によりその許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  森林の所在場所 |  市郡　　　　町　　　　大字　　　　字　　　　　地番 |
|  保安林(保安施設地区) の指定の目的 |  |
| 行為の方　法 | 目　的 |  作業道の開設のため |
| 内　容 |  |
| 面　積 |  |
| 期　間 | 始　期 |  |
| 終　期 |  |
| 当該保安林に係る他者の権利 |  無 有　　　　権利の種類　　　　　　　権利者の住所・氏名 |
| 当該保安林に係る他法令の申請 |  無 有　　　　他法令の種類　　　　　　　申請日 |
| 備　　　　　　考 |  |
|

【申請書の記載方法：**作業道の場合**】

１　森林(土地)の所在場所

　複数の筆があり全筆が記載できない場合には、「代表地番及びほか○筆」と記載するとともに、「明細は別紙のとおり」と併記し、任意様式に所在場所の全部並びに各筆ごとの申請面積及び計を記載して添付すること。

２　保安林の指定の目的

　水源の養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害の防備、水害の防備、潮害の防硫、干害の防備、雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、の区分で記載すること。

３　行為の方法

（１）内　容

　　　幅員、延長、主たる構造物等を記載すること。

（２）面　積

　　　実測により、申請行為に係る合計面積をｈａ単位で少数第４位（第５位切り上げ）まで記　　載すること。

４　期　間

（１）始　期：年月日又は「許可の日から」等と記載すること。

（２）終　期：年月日又は「許可から○年(箇月)以内」等と記載すること。

５　当該保安林に係る他者の権利

　複数の筆があり全筆の権利及び権利者等が記載出来ない場合には、森林（土地）の所在場所明細に記載すること。

（１）申請者が土地所有者である場合

　所有権以外の権利（抵当権等）の有無を記載し、有の場合は権利の種類と権利者の住所・氏名を記載すること。

（２）申請者が土地所有者でない場合

 土地に関する権利の種類及び権利者の住所・氏名をすべて記載すること。

６　備　考

　・補助事業の場合は、事業名、補助区分(国庫、県単、町単)

　・使用目的達成後の取扱い、森林への復旧方法等

　・その他参考となるべき事項を記載すること。

４　申請書に添付する書類について

**【作業道の場合】**

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　　　類 | 摘　　　　　　　　要 |
| １．登記事項証明書等の写し | 申請に係る保安林の登記事項証明書~~等~~（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ２．同意書等の写し | 土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、抵当権者等の同意書等 土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書等※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ３．申請者の確認書類 | 申請者が法人である場合、当該法人の登記事項証明書等（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）、法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ４．境界の確認を行ったことを証する書類 | 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類であること※境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者との現地立会写真、隣接森林との境界に係る既存の資料の確認など境界確認に関する取組状況を証する書類等とする※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ５．現　況　写　真 |  原則として全景写真 |
| ６．申請地番等明細表 |  複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様 式で作成 |
| ７．他法令の申請等の写し | 相手方の受付印のあるもの  |
| ８．防災施設設計根拠 |  暗渠、橋梁等の流量計算のみ |
| ９．面積算出根拠 |  面積算出方法は三斜法、座標計算、CAD、平均断面法（横断面幅×測点間延長）、プラニメーター（３回平均）とするが、全幅員３ｍ以下の作業道については標準横断面幅×延長による算出で可とする |
| 10．位　　置　　図 |  原則として縮尺５万分の１ |
| 11．平　　面　　図 |  縮尺500分の１から5,000分の１とする |
| 12．標 準 断 面 図 |  原則として縮尺100分の１から200分の１ |

（注）以下１～３の場合は、「境界の確認を行ったことを証する書類」の添付を省略することができる。

１　申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

２　地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

３　申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

　※　許可期間修了後、引き続き作業道を使用するため再度許可申請する場合は下記のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　　　類 | 摘　　　　　　　　要 |
| １．登記事項証明書等の写し | 申請に係る保安林の登記事項証明書~~等~~（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ２．同意書等の写し | 土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、 抵当権者等の同意書土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書※　分収造林契約地に開設した作業道については、契約期間内　　 　に限り省略することができるが、契約期間を証するものとして契約書の写しを添付するものとする。※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる |
| ３．現　況　写　真 | 原則として全景写真※　「５. 作業道使用に係る森林経営計画の写し」を添付する場合は省略可ただし、災害復旧状況の確認等のため、事務所から現況写真の提出を求められた場合はこの限りではない。 |
| ４．申請地番等明細表 | 複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様式で作成分筆、合筆があった場合は前回申請時の地番を記載すること |
| ５．作業道使用に係る森林経営計画の写　　　し | 作業道使用に係る森林経営計画がある場合、その鑑と該当箇所が分かる部分を添付※「２. 現況写真」を添付する場合は省略可 |
| ６．他法令の申請等の写し | 相手方の受付印のあるもの  |

５ 許可書の様式等について

鳥取県指令第　　　　　 号

 （住 所）

 　 （商 号 又 は 名称）

 （氏 名）

 年 月 日付けで申請のあった保安林内の は、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第5項の規定により下記のとおり許可する。

　 年 月 日

地方事務所の長（氏　名）　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 保安林の所在場所 |  |
| 保安林の指定目的 |  |
|  行為の方法 | 目的 |  |
| 内容 |  |
| 面積 |  |
|  期 間 | 始期 |  年 月 日 |
| 終期 |  年 月 日 |
|  許 可 条 件 |  別記のとおり |
|  　備 考 |  |

(教示）

記載は別添記載方法による

【許可書の記載方法】

１　指令番号

最上行の左１字目から書き出す。

２　相手方の住所、商号又は名称、氏名

指令番号行から１行空け、住所は中央やや左から書き出し、商号又は名称、氏名の各行の書き出しは１字分以上ずらす。

法人等の場合には、代表者の役職名を氏名の左に記載する。

氏名の後に「様」は記載しない。

３　許可年月日

本文行から１行空け、左３字目から書き出す。

４　記の各項目

申請書の記載方法に準じて記載する。

５　許可条件

次により記載し、別記として許可書に添付する。（別添様式１，２，３も添付する）

別記　許可条件　（平成○年○月○日付鳥取県指令第○○○号）

（必須条件例）

１ 許可期間を厳守すること。

２ ●許可行為終了後は、許可期間内に森林に復旧すること。

（植栽方法、期間、樹種を明示）

 （作業道等の場合）

 ●許可行為終了後は、原則として許可期間内に森林に復旧すること。

 （植栽方法､期間､樹種を明示）

３ 許可区域以外に、水、土砂等の流出等により被害を及ぼさないよう、事前に防災措置を講じ、林地の保全に十分配慮すること。

４ 許可行為に着手及び完了した場合には速やかに届け出ること。（別添様式１，２）

５ 許可を受けた内容を現地の見やすい場所に表示すること。（別添様式３）

６ 施設等の保守、管理に万全を期し、施設等に起因して災害等が発生した場合には、原因者において復旧すること。また、事業を廃止したときは、速やかに森林へ復旧すること。

７ 許可行為の実施等について、現地等で県職員の指示があった場合には、これに従うこと。

８ 許可内容と異なる行為を行ったとき、又は県の指示に従わないときは、許可の取り消し又は復旧を命ずることがある。

９　申請者と森林所有者等の間で民事上の紛争が発生した場合、県は一切関与しない。

（●印は、解除予定保安林以外の場合に付すこと。）

（案件に応じた条件例）

１ ○○工を先行して着手し、○○工の完了後は当局職員の確認を受けること。

２ 復旧するに当たって植栽した木が１年以内に枯損等した場合には、再植栽すること。

３ 植栽地に車輌が進入しないよう必要な措置を行うこと。

４ 切取、盛土（残土）法面は、種子吹付等により緑化すること。

５ 許可期間終了後、引き続き施設等を使用する場合には、再度許可を受けること。

６ その他

６　教 示

許可条件を附すことは制限付き許可であり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第１項の規定に該当するため、以下のとおり必ず教示を記載すること。

【森林法第25条第１項第１号から３号の保安林の場合】※法定受託事務に係るもの

この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の２の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

【森林法第25条第１項第４号から11号の保安林の場合】※自治事務に係るもの

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第２条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

【着手届、完了届、許可標識の様式】

（別添様式１）

年　月　日

地方事務所の長　様

住所

氏名

　　　保 安 林 内 作 業 着 手 届

　年　月　日付鳥取県指令第　号で許可を受けた下記の保安林内作業は、　年　月　日に着手しました。

記

　１　場所

　２　目的

（注）用紙の規格はＡ４判とし、場所、目的は申請書のとおりに記載すること｡

（別添様式２）

年　月　日

地方事務所の長　様

住所

氏名

　　　保 安 林 内 作 業 完 了 届

　年　月　日付鳥取県指令第　号で許可を受けた下記の保安林内作業は、平成　年　月　日に完了しました。

記

　１　場所

　２　目的

（注） １　用紙の規格はＡ４判とし、場所、目的は申請書のとおりに記載すること｡

 ２　完成写真を添付すること。

（別添様式３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保安林内作業許可標識 |  |
|  | 許 可 年 月 日 |  年 月 日 |  |
| 許 可 番 号 |  鳥取県指令第 号 |
| 保安林の所在場所 |  |
| 保安林の指定目的 |  |
| 行 為 の 目 的 |  |
| 面 積 |  |
| 許 可 期 間 |  ○年○月○日から○年○月○日まで |
| 許可を受けた者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 電話番号 |  |

(注） １　寸法は、原則として、縦28ｃｍ、横41ｃｍ以上とする。

　　　　　ただし、許可標識を表示する場所に限りがある場合は、許可を受けた内容を

明示できる範囲で、寸法を調節することができるものとする。

 ２　材質は、行為期間中の標示に耐え得るものとする。

６ 事務処理上の留意事項について

（１）適否判定（照査）調書について

ア　作業許可申請があったときは、必ず「適否判定（照査）調書」により審査を行うとともに、許可起案時に添付する。

イ　様式及び記載方法は、保安林管理事務の実施に当たつての留意事項について（平成18年３月10日付17林整治第2848号）様式例５に準じる。

ウ　「行為実施後の状況」欄は、完了届の提出後、許可条件どおりに実施されているかどうかを確認した場合に記載する。

エ　行為実施後の状況調査は、原則として現地確認を行うものとするが、完成写真等により許可条件どおりに完成されていると認められる場合には、現地確認を省略して差し支えないものとする。

オ　調査図は、森林計画図により解除調査地図に準じて作成する。

（２）標準処理期限等について

ア　作業許可が申請されてから許可までの標準処理期限は、鳥取県行政手続条例（平成６年鳥取県条例第34号）で定められている標準処理日数に従い事務処理を行う。

イ　作業許可申請書の受付は、必ず「許認可等申請文書整理カード」により行う。

（３）伐採届出書の受付等について

ア　森林法施行規則第60条第１項第５号、第７号及び第９号の規定による伐採届出書は、作業許可申請書と同時に提出させ、同日付けで受付するものとする。

イ　新規許可申請に係る伐採届出書の「伐採を開始する日」は「作業許可後で届出日から２週間を経過する日以降」と記載させるものとする。

ウ　伐採届出書には､図面(位置図で可)を添付させるものとする｡

エ　伐採届出書を受理したときは、届出者に対して受理通知を行う。様式は次のとおりとする。

番　　　号

年　月　日

（届 出 者）様

地方事務所の長（氏　名）

　　　保安林内立木伐採届出書の受理について（通知）

　年　月　日付けで提出された伐採届出書については、　年　月　日に受理しました。

（注）施行年月日は、作業許可の施行と同日付けとする。

（４）許可期間の延長について

　許可期間が終了する30日前までに、申請者へ通知するものとする。様式は次のとおりとする。

番　　　号

年　月　日

（申　請 者）様

地方事務所の長（氏　名）

　　　保安林内作業許可の更新について（通知）

下記の許可案件については、　年　月　日に許可期間が満了します。

　　ついては、引き続き使用される場合は許可申請書を、引き続き使用しない場合は完了届

を提出くださるようお願いします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許可年月日及び番号 | 行為の目的 |
| 年　月　日付鳥取県指令第　号 |  |
|  |  |
|  |  |

（注）森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年４月27日付け　12林野治第790号）の別表５の区分１、２、３、４（１）に規定するものについて通知するものとする。

（削除）

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和３年４月８日から施行し、令和３年度から適用する。

２　この規程は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度から適用する。